

提 起 ア

協定項目 1 4 使用料・手数料等の取扱いについて（その 2）

使用料・手数料等の取扱いについて、次のとおり提起する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

使用料・手数料等の取扱いについて（その 2）

使用料・手数料等については、別紙のとおり調整する。

使用料・手数料(その2)

種別	現 況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
行政財産の目的外使用料 普通財産の貸付料	(土地) 固定資産評価額×5/100 (建物) AとBの合算額 A 土地評価額×5/100 B 建物評価額×7/100 行政財産の5/100を4/100に読み替える。	使用許可書の記載額 評価額×1.5/100又は商工業・観光施策による。	富山県行政財産使用料条例、国有財産特別措置法施行に伴う公有財産使用条例等による。 その都度、財産管理者が定める。	(土地) 時価×5/100 (建物) AとBの合算額 A 土地時価×5/100 B 建物時価×7/100 行政財産の使用料に関する条例を準用	(土地) 時価×5/100 (建物) AとBの合算額 A 土地時価×5/100 B 建物時価×7/100 その都度、財産管理者が定める(行政財産に準じている。)	基準なし	基準なし	行政財産の目的外使用料については、合併時に富山市の例により統合する。普通財産の貸付料については、行政財産と同じ算出方法とする。 ただし、既存分については、現行のとおり新市に引き継ぎ、5年を目途に統一する。
火葬場使用料等	13歳以上 10,000円 12歳以下 8,000円 死産 6,000円 産汚物類 3,000円 富山市民は無料 大山町民は市民料金 市外は5割増 (その他) 立山町火葬協力金 1体500円 式場使用料 1回5,000円 会館(1回) 1階ホール(待合室)無料 2階12.6㎡ 1,500円 13.44㎡ 1,500円 44.8㎡ 2,500円 3階31.5㎡ 2,000円 65.28㎡ 3,000円	13歳以上 10,000円 1歳以上13歳未満 6,000円 1歳未満 4,000円 産汚物類 4,200円 住民以外は5割増 生活扶助世帯は5割減免	富山市斎場を使用	婦負斎場を使用 (婦負斎場組合) 12歳以上 10,000円 12歳未満 6,000円 死産 4,000円 身体の一部 4,000円 産汚物類 4,000円 住民以外は10割増 生活扶助世帯は減免	婦負斎場を使用 (婦負斎場組合)	婦負斎場を使用 (婦負斎場組合)	大沢野町斎場を使用	火葬場使用料については、合併時に再編する。 (1)市民料金 12歳以上 10,000円 12歳未満 8,000円 死胎 6,000円 身体の一部 6,000円 市民は無料に減免する。 (2)市外料金 12歳以上 35,000円 12歳未満 21,000円 死胎 14,000円 身体の一部14,000円 ただし、立山町は、市民料金の5割増に減免する。 胞衣産汚物焼却炉使用料については、富山市の例により統合する。 富山市斎場の式場・会館使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
墓地使用料等	市営墓地 ・墓地使用料 1㎡=63,400円 新長岡墓地 3.96㎡=250千円 6㎡ =380千円 ・墓地管理料 なし	町営墓地 ・墓地使用料 5㎡=180千円 ・墓地管理料 年額1,260円 (3箇年分一括前納)	町営墓地 ・墓地使用料 5㎡=175千円 6.5㎡=254千円 (昭和60年分) 6.5㎡=264千円 (平成7年分) 10㎡=430千円 ・墓地管理料 年額2,100円 (5箇年分一括前納)	婦負斎場組合墓地 ・墓地使用料 第1種(4㎡)220千円 第2種(5㎡)280千円 第3種(6㎡)340千円 ・永代管理料 第1種(4㎡)21,000円 第2種(5㎡)26,250円 第3種(6㎡)31,500円	町営墓地及び婦負斎場組合墓地 ・町営墓地使用料 1㎡=60千円 ・町営墓地管理料 年額3,000円	婦負斎場組合墓地	村営墓地なし	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
幼稚園保育料	保育料月額 8,000円	保育料月額 8,000円	保育料月額 8,000円	保育料月額 8,000円	保育料月額 9,000円	幼稚園なし	幼稚園なし	現行のとおり、新市に引き継ぎ、5年で統一料金を設定する。

使用料・手数料（その2）

種別	区 分	単 位	現 況					山田村	細入村	調整方針	
			富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町				
道路占用料	第1種電柱	1本につき1年	1,000円				770円	電柱	4町と同じ	合併時に富山市の例により統合する。	
	第2種電柱		1,600円				1,200円	1本 150円～450円			
	第3種電柱		2,200円				1,600円				
	第1種電話柱		930円				690円	他の占用物件を利用する広告			
	第2種電話柱		1,500円				1,100円	1個 600円～1,200円			
	第3種電話柱		2,100円				1,500円				
	その他の柱類		72円				53円	停留所標識又はこれに類するもの			
	供架電線その他上空に設ける線類	1mにつき1年	10円				7円	1個 200円			
	地下電線その他地下に設ける線類		5円				4円				
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円				520円	柱・さお類			
	地下に設ける変圧器	1㎡につき1年	480円				360円	1本 500円			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円				1,100円				
	郵便差出箱						450円	広告塔			
	広告塔	1㎡につき1年	4,400円				1,100円	1基 750円～1,000円			
	その他のもの（バス待合所・時刻表示版等）	1㎡につき1年	1,400円				1,100円	アーチ			
	電力管・第1種電気通信管・ガス管・石油管等	1mにつき1年	外径が0.1m未満のもの	48円				36円	1基 12,000円		
			外径が0.1m以上0.15m未満のもの	72円				53円			
			外径が0.15m以上0.2m未満のもの	95円				71円	地下埋設物		
			外径が0.2m以上0.4m未満のもの	190円				140円	1m 50円～100円		
			外径が0.4m以上1m未満のもの	480円				360円	架空線（公共除く）		
	外径が1m以上のもの	950円				710円	1m 300円				
	鉄道施設・軌道施設等、日除け・歩廊・アーケード		1,400円				1,100円				
	地下街及び地下室	1㎡につき1年	階数が1のもの					時価に0.003乗じて得た額	架空管		
			階数が2のもの					時価に0.005乗じて得た額	1m 250円～500円		
			階数が3以上のもの					時価に0.006乗じて得た額	看板		
	上空に設ける通路		2,900円				710円	1㎡ 250円			
	地下に設ける通路		1,500円				360円				
	その他のもの（出入路・工事前搬入路・棧橋等）		1,400円				1,100円	広告板・幕			
	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの（露店）	1㎡につき1日	44円				11円	1㎡ 1,450円			
	その他のもの（商品置場・売場・材料置場）	1㎡につき1月	440円				110円	営業用商品置場			
	看板（アーチであるものを除く。）	1㎡につき1年	一時的に設けるもの	440円				110円	1㎡ 250円		
			その他のもの	4,400円				1,100円			
	標識	1本につき1年	1,100円				850円	板囲い・足場			
	旗ざお	1本につき1日	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	44円				11円	1㎡ 1,000円		
			その他のもの	440円				110円	材料置場		
	幕（工事前施設であるものを除く。）	1㎡につき1日	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	44円				11円	1㎡ 1,200円		
			その他のもの	440円				110円			
	アーチ	1基につき1月	車道を横断するもの	4,400円				1,100円	日よけ・雨よけ		
			その他のもの	2,200円				540円	1㎡ 100円～150円		
	工事前材料（工事前囲い・工事前足場等）	1㎡につき1月	440円				110円	法敷の占用			
	仮設店舗・仮設建築等		140円				110円	250円			
	トンネル上、高架道路下又は自動車専用道路上の事務所等	建築物	1㎡につき1年	階数が1のもの					時価に0.008乗じて得た額		上記以外のもの 単位当たり 250円
				階数が2のもの					時価に0.011乗じて得た額		
				階数が3のもの					時価に0.015乗じて得た額		
				階数が4以上のもの					時価に0.016乗じて得た額		
その他のもの						時価に0.008乗じて得た額					

使用料・手数料（その2）

種別	区 分		単 位	現 況						調整方針		
				富山市	大沢野町	大山町	八尾町	錦中町	山田村		細入村	
河川占用料 (使用料)			1㎡1年につき	200円	該当なし	無料	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に富山市の例により統合する。	
公園占用料 (使用料)	公園施設を設ける場合		1㎡につき1月	90円		臨時売店 1日530円/3.3㎡	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に富山市の例により統合する。	
	公園施設を貸し付ける場合		1㎡につき1月	100円								
都市公園を占用 する場合	電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	1本につき 1月50円 (1年600円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
		第2種電柱		1,600円	1,200円							
		第3種電柱		2,200円	1,600円							
	電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	930円	690円							
		第2種電話柱		1,500円	1,100円							
		第3種電話柱		2,100円	1,500円							
	その他の柱類及び支線		1本につき1年	72円	53円							
	地下電線その他地下に設ける線類		長さ1mにつき1年	5円	4円							
	変圧塔、鉄塔その他これらに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400円	1,100円							
	水道管、下 水道管、ガ ス管その他 これらに類 するもの	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	48円	36円							口径が0.08m未 満のもの 1mにつき1月20 円(1年240円) 口径が0.08m以 上のもの 1mにつき1月40 円(1年480円)
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		72円	53円							
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		95円	71円							
		外径が0.2m以上0.4m未満のもの		190円	140円							
		外径が0.4m以上1m未満のもの		480円	360円							
	外径が1m以上のもの			950円	710円							
水道施設、下水道施設、変電所、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの		1㎡につき1年	1,500円									
展覧会、博覧会、その他これらに類する催しのための仮設工作物		3.3㎡につき1日			20円							
工事用板囲い、足場、詰所、その他の工事用施設又は土石、竹木、かわらその他の工事用材料の置場		1㎡につき1月	440円		3.3㎡につき 1日20円							
業として行う写真の撮影		1人につき1日	400円	1日1件につき	210円							
業として行う映画の撮影		1件につき1日	8,000円	1,050円	1件につき1時間 2,100円							
興行		1件につき1日	8,000円	5,250円	1日50円/3.3㎡							
展示会、撮影会、博覧会その他これらに類する催し		1件につき1日	1,600円	1,050円	1日50円/3.3㎡							
行商、出店その他これらに類する行為		1件につき1日	400円	210円	1日530円/3.3㎡							
募金、署名運動その他これらに類する場合		1件につき1日		210円								